

若越郷土研究

30の3

福井県下の「町村是」

設定と現存状況

小谷 正典

一、はじめに

日露戦争において日本は、莫大な人的・経済的犠牲と国際的条件によってかろうじて勝利をおさめた。軍事的には世界の諸列強の一員となったが、それを支える国内の経済的・社会的体制の整備・拡充は緒にたげられなかった。いわゆる日露戦後経営による国富増強の諸政策は、国家財政の非常時を慢性化させ、国民の租税負担は戦時にも増して強化された。これらの諸政策の遂行には、末端の

小谷 福井県下の「町村是」設定と現存状況

行政を担う町村（行政町村）への国の監督・指導の強化と、国民の「自発的」な協力・従体制の構築が必要であった。具体的には、改正町村制（明治四四年四月公布一〇月施行）と、地方改良運動がその役割をなされたのである。明治四一年一〇月一三日の戊申詔書に示された「忠実服業」「勤儉治産」「去華就実」の精神は、この運動の本格的かつ全国的展開を促した。本稿のテーマである「町村是」は、この地方改良運動を推進する各町村の指針として、明治四〇年代から大正初期にかけて盛んに調査・設定されたものである。勿論その歴史的役割は異なるが、現在の「町村勢要覧」や「〇ヶ年計画」の原型をなすものである。もとよりこの「町村是」は、柳田

国男の批判にもあるように、そのデータや指針の形式性が指摘されており、地域経済調査資料としては必ずしも満足なものではない。しかし、この期の町村行政の主幹をなすものとして、その歴史的意義と役割については充分な検討が必要である。ここでは、福井県における「町村是」の研究の基礎作業として、調査・設定・実行・改訂の経緯の概要と、そ

の現存状況を明らかにしたい。そのことが、本県における「町村是」の全体像を解明していく土台となれば幸甚である。

本稿は、『福井県史』資料編11近現代二の史料調査の過程で発掘された「町村是」の所在報告であり、史料所蔵者の御理解と、福井県史編さん課の方々の御援助ならびに御指導の賜物であります。心から御礼を申しあげます。

二、「町村是」設定・実行の経緯

農本主義者前田正名の提唱によって始められた「町村是」の調査・設定は、明治二〇年代のなかばを嚆矢とし、前述した日露戦後経営期を最盛期に、昭和初期の農村経済更生運動までうけつがれている。初期には、農会を中心として、空理空論をさげ町村の実態を客観的に把握することによって、町村の指針「是」を設定することが重視された。しかし、日露戦後期になると、「軍事的天国」日本の国家的課題を遂行するために展開された地方改良運動のいわば「手引書」として、行政の末端組織である町村役場において作成された。

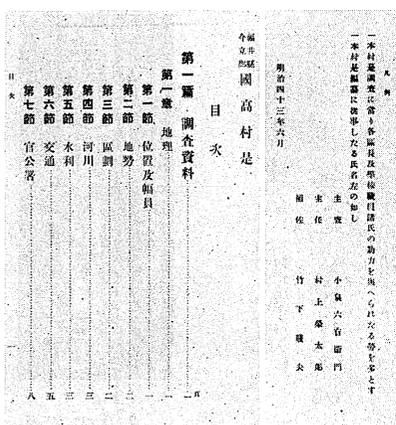
さらに、昭和初期には、「是」の精神性が強調されるあまり、現況の客観的認識は軽視されるようになっていった。

さて、福井県においては、具体的にどのような経緯で「町村是」の調査・設定・実行・



国高村是

福井県今立郡国高村



『国高村是』(福井県立図書館所蔵)

改訂が展開されたのであろうか。残念ながら、福井県庁は、震災と震災の二度の罹災によって戦前の県庁文書をほとんど所蔵していないため、指令者の側からの「町村是」の調査・設定過程の全体像を識ることはできない。したがって、旧町村役場所蔵の文書によって、不十分なが推進過程を跡づけざるをえない。幸にも、旧大石村役場文書(現、春江町北部公民館所蔵)と旧宮川村役場文書(現、小浜市宮川公民館所蔵)のなかに、坂井郡と遠敷郡における設定の過程を識りうる文書が含まれているので、この二例によって福井県下の「町村是」の調査・設定の経緯の概要を明らかにしたい。なお、坂井郡は福井県の北端に位置し三町二ヶ村よりなり郡役所は三国町に、遠敷郡は若狭地方のほぼ中央に位置し一町一七ヶ村よりなり郡役所は雲浜村にあった。

第一表は、前述の二役場文書より、「町村是」に関するものを抄出し年代表化したものである。まず、全体的には次のような傾向がうかがえる。①②③の三件は、郡長より配下各町村長宛の通牒類で、残りの一八件は、明治四一年より大正一四年迄の遠敷郡町村長会で

の諮問・打合・指示・注意事項である。比重のちがいは別にして、明治後期から大正全般にわたって「町村是」の調査・設定・実行・改訂等の問題に付、郡・町村の段階で具体的に検討・指示をくりかえしていたことは明白である。(昭和初期については、現在の段階では史料の制約からその実態は不明である) ①②③は、二段階に大別できる。①④(全体の七六・二%)では、「町村是」の調査・設定が目下の急務であることと、その実行の推進を指示しているのに比して、⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳では、実行の效果的遂行と、社会の状況に対応した「是」の修補・改訂を求めている。前者は、明治四一年〜大正四年にわたる、いわゆる日露戦後経営下の地方改良運動の本格的展開期と一致しており、行政末端の責任者である町村長への再三にわたる指示は、「町村是」の確立が当時の福井県の行政上の重要テーマであったことを示唆している。後者は、大正五〜一四年にわたるもので、第一次大戦下の好景気によって急速に変化しつつある町村の現実に対応するため、「町村是」の効果的実行と修補・改訂が必要となったことがうかがえ

第一表 福井県における「町村是」の調査・設定の経緯

小谷 福井県下の「町村是」設定と現存状況

史料No	年月日	史料題名など	史料要旨(原文抜書)
①	明治41.9.1	坂井郡長訓令(訓第一五号)	…町村是ヲ調査スヘキコトハ過般ノ町村長会同ニ於テ訓示シタルモノ…遅クモ本年十一月十日ヲ限り其結果ヲ報告セラルヘシ
②	" 41.9.1	坂井郡長第一課長通牒(一丙四四〇号)	町村是調製ノ義ニ付テハ…完成ヲ遅延スル如キコト無之様致度別冊御参考トシテ及回付候条着々実施可相成候也(町村是調査事項ノ概要、調査方法、町村是雛形)
③	" 41.10.30	町村長会指示事項一、紀念事業ニ関スル件	…尚本年七月指示シタル町村是調査ハ本年中ニ調査申報セラル、コトニ決定シタルヲ以テ今や調査大ニ進行シツ、アルヘシ…
④	" 43.5.25	町村長会指示事項三、町村是調査ノ件	町村是ノ調査ハ…既ニ大部分ハ報告済トナリタルモ…多少修正セラレタシト認ムル廉アリ目下調査中ニ付不日御協議ニ及フ…速ニ再調ヲ遂ケラレタシ又調査未了ノ向ハ来ル八月中ニ必ス完結セシメ報告セラレンコトヲ望ム
⑤	" 43.9.16	町村長会打合事項五、町村是調査及実行ノ状況如何	
⑥	" 44.(4)	町村長会指示事項一、町村是実行委員ヲ設クル件	…町村是トシテ定メタルモノ、内将来其ノ実行ノ覚束ナカラント認ムルモノ或ハ町村是トシテ定ムヘキ事項ニアラスト認ムルモノ且又果シテ将来確實ニ実行セラル、ヤ否ヤ充分調査研究ヲ重ネラレタルト認メ得サル向キニ就テハ…御協議可致ヲ以テ町村ニ於テモ…町村是実行委員会ヲ設ケラレ此ノ委員ト協議ヲ遂ケ実行ノ運ニ至ランコトヲ望ム…
⑦	" 44.5.25	町村長会 町村是調査ニ関スル件	本郡町村是調査決定セルモノハ僅ニ三ヶ村ニ過キス…不日其標準ヲ示スルノ機会アルヘキヲ以テ…標準ノ回達後直ニ決定シ得ヘキ標準備アラントヲ望ム…
⑧	" 45.1.14	町村長会指示事項一、町村是調査ニ関スル件	町村是ノ調査ニ関シテハ未設ノ向ニ対シテハ…第一着手トシテ左記事項本年四月末日限調査ノ上其結果ヲ報告セラル、ヲ要ス(現況調査ノ種目ノ重要ナル項目)
⑨	" 45.7.24	町村長会諮問事項一、町村是調査並実行ノ現況	
⑩	大正2.2.17	町村長会 町村是ノ設定及実行ニ関スル件	町村是ノ…設定ノ報告アリシモノ十五ヶ村ニ達シタル…実行ノ一段ニ至リテハ遺憾ナカラ未タ満足スヘカラスルモノ多シ…自今一層之カ実行ニ努メラルヘク尚ホ其ノ成績ハ少クモ毎年一回報告セララムコトヲ望ム…(市町村是設定市町村調)
⑪	" 2.5.10	遠敷郡役所第一課長通牒(一発第一九一号)	町村是設定ニ付テハ…既ニ郡内各町村殆ト之カ設定ヲ見サルナキノ好況…町村民中町村是ノ設定ヲ知ラス遵守事項ヲ等閑ニ附シ居ルヤノ疑問モ之アル…自今町村是ノ設定又ハ改正追加等ノ場合ハ告示ノ手續ニ及ハル、ハ勿論可成左記甲乙二例ノ如キ方式ヲ履踐セラレ候(甲ノ例、乙ノ例)
⑫	" 2.11.20	町村長会指示事項一、町村是設定并実行ニ関スル件	町村是ノ設定…既ニ大部分設定ヲ見ル…実行ノ一段ニ就テハ甚ダ遺憾ノ点尠ナカラサル…既設ノ村是中不充分ノ廉ハ漸次改良ヲ加ヘ…設定ニ至ラサル町村ニ於テハ此際速ニ設定セラレンコトヲ望ム
⑬	" 3.5.15	町村長会指示事項	町村是ノ設定…十五ヶ村ニ達シ…実行ニ至リテモ鋭意着々努力セラレツ、アルヲ疑ハスト雖モ毎年一回以上報告セラルベキ実行成績未報告ノ向カラス…前年分ハ本月廿日迄ニ報告セラレタシ…
⑭	" 3.7.24	町村長会注意事項一、町村是実行ニ関スル件	町村是ノ設定…今ヤ之レカ全部設定ニ至ルベキモ之レヲ実行シ其効果ヲ取ルモノニ至リテハ頗ル少ナキ…従来其開催ヲ奨励シツ、アル町村談示会等機会ヲ利用シ又ハ小学校教育上ニ之レヲ参酌シ…実況ニ照シ漸次改正ヲ加ヘラル、ヲ要ス
⑮	" 4.4.15	町村長会指示事項一、町村是ノ実行ニ関スル件	町村是ノ設定…今ヤ全部設定ヲ見ルニ至リタル…実行シ其ノ効果ヲ取ルモノニ至リテハ尚甚ダ少キ…自今一層

⑮	大正4.4.15	町村長会指示事項 一、町村是ノ実行ニ関スル件	之レカ実効ヲ挙クルニ努メラレムコトヲ望ム而シテ其ノ成績報告ハ町村会ヘ町村事務報告書ヲ提出セラル、際同時ニ之レヲ報告セラル…本月末日迄ニ提出セラルヘキヲ要ス
⑯	" 4.12.15	町村長会指示事項 二、町村是ノ実行ニ関スル件	町村是ノ実行ニ関シテハ…隔靴搔痒ノ感ナキニアラス…自今一層之レカ実効ヲ挙クルニ努メラレムコトヲ望ム而シテ其ノ成績報告…前年分ノ如キハ之レカ手続ヲ為サ、ル向アルノミナラス甚シキハ今尚未報告ノ向アリ注意セラレタシ
⑰	" 5.5.19	町村長会指示事項 一、町村是ノ実行ニ関スル件	町村是ノ実行ニ関シテハ…其ノ効果ヲ収ムルニ至リテハ尚ホ甚勤ナキノ憾ナキニアラス…自今一層之レカ実効ヲ挙クルニ努メラレムコトヲ望ム而シテ町村是ハ將來ニ於ケル町村自治ノ方針トナルモノニシテ其ノ長所ヲ増進シ短所ヲ矯正スルヲ主義トスル…反覆推敲ノ上相当改更セラル、ヲ要ス（適当ト認ムル項目一已設村是中ニ採定ナキモノ）
⑱	" 6.4.25	町村長会指示事項 一、町村是ノ実行並ニ修補ニ関スル件	町村是ノ実行ニ関シ…其効果ヲ収ムルニ至リテハ遺憾ノ点ナキ能ハス…自今一層此カ実効ヲ挙クルニ努メラレ且既設アル町村是成績台帳ハ時々整理セラレ常ニ其現在ヲ明ナラシムルコトニ注意…既設町村是中不十分ト認ムルモノアラハ反覆推敲ノ上相当改更セラレ設定ノ趣旨ニ添ハンコトヲ要ス（適当ト認ムル項目）
⑲	" 7.4.18	町村長会指示事項 一、町村是ノ実行並ニ修補ニ関スル件	町村是ノ実行ニ関シ…其ノ効果ヲ収ムルニ至リテハ遺憾ノ点ナシトセス…自今一層此カ実効ヲ挙クルニ努メラレムコトヲ望ム而シテ既設村是中不十分ト認ムル分アラハ反覆推敲ノ上相当修補ヲ加ヘラレ設定ノ趣旨ニ副ハンコトヲ要ス
㉑	" 10.12.19	町村長会指示事項 一、町村是ノ実行並ニ修補ニ関スル件	町村是ノ実行ニ関シ…其ノ効果ヲ収ムルニ至リテハ猶遺憾ノ点ナキ能ハス…一層此カ実効ヲ挙クルニ努メラレ且既設町村是成績台帳ハ時々整理シ常ニ其ノ現在ヲ明カニセラルルヲ要ス…既設村是中不十分ト認ムル点…反覆推敲ノ上相当改更セラレ設定ノ趣旨ニ副ハンコトヲ望ム（適当ト認ムル項目）
㉒	" 14.7.1 ~2	町村長会指示事項 一、町村是改定ニ関スル件	本郡各町村是ハ既ニ設定セラルアリト雖モ相当年所ヲ経テ時運ノ進歩ニ伴ハサルモノアルヲ認ム各位ハ衆智ヲ集メテ之レカ改定ヲ計リ以テ一層町村民ノ福利増進ニ努メラレムコトヲ望ム

(注) ①②は旧大石村役場文書「庶務要書」(明治二十二年 春江町北部公民館所蔵)、
③~⑩⑫~㉑は旧宮川村役場文書「村長会指示事項訓示事項協議事項」(明治三十四年至明治四十一年 自治四十二年同四十五年 自大正二年至同四年 小浜市宮川公民館所蔵)「町村長会提出事項」(自大正五年至大正八年 自大正九年至大正十三年 自大正拾四年至大正十五年 同館所蔵)、
㉒は旧宮川村役場文書「議事要書」(自大正二年至大正十二年 小浜市宮川公民館所蔵)より作成。

る。この期の後半には、大正八年三月の民力涵養に関する内務大臣訓令をうけて、町村長会においては、民力涵養の実行を含む社会政策関係の協議・指示が頻出するようになる。「町村是」は、地方行政を精神的側面から補佐する役割に変質したと考えられる。

次に、第一表にしたがって、「町村是」の設定・実行の過程を検証したい。福井県が「町村是」の調査を指示したのは明治四十一年五月のことである。(「調査ヲ奨励セラレタルハ四十一年五月ノ事」⑨)。言うまでもなく、それ以前においても「町村是」の調査・設定は町村の農会を主体として実施されており、そのことについては後述する。①③から推測すると、四一年七月の町村長会において具体的な訓示・指示がおこなわれ、坂井郡ではその年の一月一〇日、遠敷郡でもその年の二月末日までに調査結果を報告することを求められていた。坂井郡においては、②によれば、「町村是調査事項ノ概要」・「調査方法」・「町村是」(雛形筆者)を参考資料として配下各町村に配付して、本格的な取組みの姿勢を示している。そこでは、調査を必要とする一

二項目を例記し、しかもその調査方法を詳細に指示し、かつ、一〇二頁にわたる具体的な雛形を例示している。安易な調査を排除しつつ早急に確立させるための賢策ではあるが、その主観的意図とはうらはらに、調査・設定の過程で各町村の独自性を喪失させ、形式に流れやすい傾向を内包しており、この官製的な調査が真に各町村の民力を引き出せたかどうかは疑問である。「町村是調査事項ノ概要」を次に掲げる。「一、村ノ地勢 二、村条例

其他凡テノ規程 三、戸口一年内ノ死生現住者年齢別並ニ業態別ノ調査 四、就業ノ歩合 五、資力 六、土地 七、村有財産 八、生産物調査 九、諸税負担 十、消費額ノ調査 十一、生産ト消費トノ対照 十二、将来経営スヘキ事業」②。

調査が指示された明治四一年は、地方改良運動の象徴ともいえる戊申詔書の渙発された年にあたり、福井県における「町村是」の調査・設定の意義を無言のうちに示している。

加えて、③からは、明治四二年九月一〇月の皇太子殿下北陸地方行啓（福井県は九月一二三日）の記念事業として推進されたことが

小谷 福井県下の「町村是」設定と現存状況

うかがえ、行啓そのものが国体への「自発的」な協力体制構築の地方改良運動の楨杆としての使命を帯びていたといえる。

遠敷郡において、四三年度の当初には、「大部分ハ報告済トナリ」④、さらに問題点を検討のうえ八月中に再提出することになっていった。しかし、「将来確実ニ実行」⑥可能なものとすべく、「調査及実行ノ協議機関トシテ、町村是実行委員ヲ設ケ」⑥、検討・再調査がつけられた。この後も、「町村是」の確定は容易に進展せず、四四年五月に至っても、本郡町村是調査決定セルモノハ僅ニ三ヶ村」⑦という状況であり、未設定町村に対して新たに標準を示すことでその推進を促そうとしていた。さらに、四五年一月の町村長会では、「現況調査ノ種目」⑧を提示して、その結果の報告を求めている。その項目を左に掲げる。

- 一 土地 地質 土性 耕地
- 一 森林 樹種 栽培
- 一 水利 疏水 溜池 井堰 溝渠 灌漑
- 一 交通 道路 橋梁
- 一 生産 農産 林産 水産 工業 労働

報酬等

- 一 消費 衣食住其ノ他一切ノ費用
- 一 財産 土地及建設物
- 一 負担 諸税及公課
- 一 負債 信用登記（個人貸 銀行会社 低利資金等）
- 一 商業 輸出入

外ニ左記事項ハ町村是調査ノ重要ナル項目ナルヲ以テ若シ該当スルモノアラハ正確調査ノコト

一 古人ノ功績遺徳ヲ調査宣揚シ以テ事業振興ヲ促スコト

二 人民ノ風俗慣習ヲ探究シ美風良俗ヲ保持スルコト

三 人生ノ不虞災厄ヲ調査引証シテ勤勉力行蓄積ヲ奨ムルコト

四 人事ト盛衰消長ヲ討究シテ時運ニ処スルノ精神扶植ニ力ムルコト

五 一般経済ノ実況ヲ闡明シ世態ヲ知覚セシムルコト

右ノ外其ノ町村ニ限り特ニ調査ヲ要スル事項アラハ無洩調査ノコト

前述の坂井郡の「町村是調査事項ノ概要」が、

第二表 福井県下の「町村是」の設定数

郡市名	市町村数	大正二年一月		大正五年一月	
		設定市町村数	割合%	設定市町村数	割合%
足羽郡	13	13	100	13	100
吉田郡	15	12	80	13	86.7
坂井郡	31	27	87.1	29	93.5
大野郡	26	22	84.6	26	100
今立郡	18	9	50	9	50
丹生郡	22	22	100	22	100
南条郡	13	3	23.1	9	69.2
敦賀郡	7	6	85.7	6	85.7
三方郡	7	4	57.1	7	100
遠敷郡	18	7	38.9	18	100
大飯郡	8	8	100	8	100
福井市	1	0	0	0	0
計	179	133	74.3	160	89.4

(注) 旧宮川村役場文書「村長会指示事項訓示事項協議事項」(自大正二年至同四年 小浜市宮川公民館所蔵)、『地方事務調査書』(大正五年 福井県内務部 丸岡町野中山王高椋節夫氏所蔵)より作成。

村勢・戸口・生産・消費の調査を例示しているのに比して、ここには、「古人ノ功績遺徳」風俗慣習「勤儉力行蓄積」時運ニ処スル精神扶植「世態ヲ知覚」など、個人の主体的役割の強調が目論まれており、地方改良運動を生活の場において「主体的」「能動的」にうけとめさせようとする政策的意図が明瞭である。大正二年には、遠敷・大飯両郡二六ヶ町村のうち一五ヶ村(五七・七%)において設定が達成される

など、一応の成課がみられるようになった。第二表は、大正二年一月と五年一月現在の福井県下の市町村是設定数である。これによれば、大正二年において、未設定の福井市をはじめ確立の割合の低い南条郡(二三・一%)・遠敷郡(三八・九%)から、配下全町村で完了した足羽・丹生・大飯郡まで、郡市によって格差は認められるものの、県下全市町村の七四・三%で設定が完了している。

この段階で、福井県総体として「町村是」の設定が確立したと考えられる。したがって、大正二年以降は、「実行ノ一段ニ至リテハ遺憾ナカラ未タ満足スヘカラザルモノ多シ」^⑩という現況に対して、「是」を霧散させぬため「其ノ成績ハ少クモ毎年一回報告」^⑩を求めると、実行を促進する方途の指示などが史料の主流を占めるようになる。大正二年五月の遠敷郡役所第一課長通牒^⑩には、「既ニ郡内各町村殆ント之カ設定ヲ見サルナキノ好況」にもかかわらず、「町村民中町村是ノ設定ヲ知ラス遵守事項ヲ等閑」にする現況が示されている。前述したように、「町村是」の調査・設定の際の形式的で上滑べりな側面がはからずも露呈しているが、郡役所ではこの現況を細部におよぶ綿密な「指導」によって、その徹底的浸透をはかろうとした。その方法を「甲乙二例」として示している。

「甲」ノ例

今般本町(村)ニ於テハ町(村)是ノ設定アリタル趣ヲ以テ町(村)長何某殿之方周知報告ノ為メ大正 年 月 日何所ニ下名等ヲ参会セシメラル仍テ下名等ハ実行方法

等二付詳細ナル説明ヲ得其ノ適切ナルヲ確
認シ吏員各位共ニ之カ実行ノ務ヲ尽サンコ
トヲ誓ヒ一同署名捺印スルモノトス

何小学校長 何 其印
村会議員 何 某印

以下做之
何 区 長 何 某印
以下做之

町(村)長 何 某印
助 役 何 某印
収 入 役 何 某印
書 記 何 某印

乙ノ例
今般町(村)ニ於テハ吾人ノ遵守スヘキ町
(村)是ノ設定アリタル趣ヲ以テ区长何某殿
大正何年何月何日何所ニ於テ之カ周知報告
ノ為メ区内各戸主会ヲ開会セラル仍テ吾人
ハ某席ニ参列シ実行方法等詳細承認ノ上其
ノ実行ヲ誓ヒ茲ニ署名捺印ス

何 区 戸 主 何 某印
区 長 何 某印
区 長 代 理 何 某印

小谷 福井県下の「町村是」設定と現存状況

(注意)

乙ノ例ニ依ル戸主ノ調印シタル(町(村)是
ハ区长ノ手許ニ保存シ交送等ノ際ハ他ノ公
文書類ト共ニ後任者ニ引継ルヘキモノトス

「甲ノ例」では、町村長が、小学校長・村会議
員・区长・役場職員を招集して、「町村是」の
趣旨と実行を周知確約させ、しかも全員が「誓
書」を認めている。「乙ノ例」では、その区长
が区の戸主会を開き、同様に「誓書」を認めさ
せている。しかも、(注意)によればこの「誓書」
は各区に配布の「町村是」にさせたよう、
区有の文書として後任者に引き継がせるとい
う徹底ぶりである。「甲」「乙」ともに、具体的
な検証は現段階ではできないので、どの程度
実行されたかは不明であるが、かなり強制的
な徹底化がおこなわれたことは予想できる。
また、「町村談示会等機会ヲ利用シ又小学校教
育上之レヲ参酌」^⑭させることを指示するな
ど、種々の方法がとられている。しかしなが
ら、大正四年一二月の町村長会における「町
村是ノ実行ニ関シテハ……隔靴搔痒ノ感ナキ
ニアラス……自今一層之レカ実効ヲ挙クルニ
努メラレムコトヲ望ム」^⑮という指示には、

効果が容易にあらなかつたことがうかがえ
るとともに、地方行政担当者の焦躁感さえ漂
っている。

確立した(させた)「町村是」が容易にその
実効をあげないままで、大正五年になると
指示は一変する。「地方経営ノ根基タルヘキ
町村是ヲ実行シテ大ニ郷党ノ福利ヲ増進シ国
運ノ進暢ニ貢献スルコトニ努ムルハ益々緊切
ニ感スルモノアリ」^⑯として、その実行の推
進を強調するのに加えて、「其ノ長所ヲ増進シ
短所ヲ矯正スルヲ主義トスルヲ以テ既設町村
是中不充分ト認ムル分ニ対シテハ反覆推敲ノ
上相当改更セラル、ヲ要ス」^⑰と、時勢の推
移に対応した改訂を強調するようになる。前
述したように、第一次大戦の勃発がもたらし
た未曾有の好景気(大正四年中頃〜九年初め
頃)による社会構造の急激な変化が、その原
因であることは言うまでもない。^⑱には、改
訂する上で適当と認められる項目が掲げられ
ているが、ここでは項のみを次に列記し、目
はその数のみをあげるにとどめる。
「左ニ実施上適当ト認ムル項目ヲ記シテ参
考ニ供ス(已設村是中ニ)
考ニ供ス(採定ナキモノ)」

- 一 民力ノ充実ヲ図ルコト
 - 一 生産的土地ノ増加ヲ図ルコト(即チ開墾植林等)(以下一八目……筆者、以下同じ)
 - 二 教育ノ進歩ヲ図ルコト
 - 一 導師ノ美風ヲ養フコト(以下五目)
 - 三 風俗ノ改良ヲ図ルコト
 - 一 神社学校ヲ中心トシテ各種ノ会合ヲ催スコト(以下七目)
 - 四 健康ノ増進ヲ図ルコト
 - 一 運動場ヲ設備シ相撲、擊劍、柔術等ヲ奨励スルコト(以下二目)
 - 五 自治ノ興隆ヲ図ルコト
 - 一 町村吏員ヲ優遇スルコト(以下五目)

ここでは、客観的な民力の把握をもとにした問題解決よりも、「図ルコト」という末尾の言葉に象徴されているように、政策的に方向づけようとする姿勢が明確にうかがえる。⑮⑯⑰⑱は、いずれも、「町村是実行並ニ修補ニ関スル件」が町村長会の指示事項としてとりあげられており、改訂のための参考事項が⑳に追加されている他は、ほぼ同様の内容である。そして、大正一四年になると、「本郡各町村

是ハ……相当年所ヲ経時運ノ進歩ニ伴ハサルヲ認ム」⑳として、全面的改正が指示されることになる。社会の急激な変化に追隨していく形での「町村是」の改訂によって、「町村是」は、内容的にますますその形骸の度を深めていったであろうと推測される。

福井県における「町村是」が、町村の実態をどの程度に反映していたかは、今後、具体的に検証を進めなければならない。仮りに形式的画一的であったとしても、明治末期から昭和初期に至るかなり長期にわたって、地方行政の中で命脈を保ちえたのは何故なのか。その秘密は、「町村是」の「勤儉力行」「共同一致」の精神が、商品経済化の波に洗われながらも半封建的な村落共同体における生産と消費の規範に外形上「一致」し、息づいていくことに求められるのではないかと考える。行政担当者の意図するところとは別に、生活の場においてはかならず是非々のうけとめられていたのではないだろうか。そのメカニズムの究明は今後の検討課題である。

三、「町村是」の現存状況

第三表は、福井県下の「郡町村是」の現存状況の一覧表である。この表は、一橋大学経済研究所日本経済統計文献センターの目録を基礎として、『福井県史』資料編11近現代②の史料調査の過程で収集できたものを加筆したものである。ここでは、研究の基礎作業として、前述した福井県における「町村是」設定・実行の経緯と関係させながら、「町村是」の現存状況を概観しその特徴を列記することにした。一、一郡一町三五ヶ村の三九件(『福井県遠敷郡遠敷村産業誌』を含む)が現存する。

その内訳は、遠敷郡の八ヶ村を筆頭に、三方郡七ヶ村、坂井郡一町六ヶ村、今立郡四ヶ村、敦賀郡三ヶ村、南条・大飯郡各二ヶ村、吉田・大野・丹生郡各一ヶ村である。足羽郡では現存を確認していない。福井市は大正六年現在で未設定である。また、地方別では、若狭地方(三方・遠敷・大飯郡二町三一ヶ村)で一七ヶ村(五一・五%)、越前地方(坂井・吉田・足羽・大野・今立・丹生・南条・敦賀郡と福井市一市八町一三

第三表 福井県下の「郡町村是」の現存状況目録(昭和60年3月31日現在)

発行年月日	郡町村是名	発行者	所蔵者	形体・内容など	
1 (明治35)	(坂井郡大岡村村是)				第5回内国勲業 博覧会出品
2 (")	(足羽郡上文殊村村是)				"
3 (")	(大野郡下庄村村是)				"
4 明治36	速敷郡今富村村是調査書	福井県速敷郡今富村々農会	上中町上吉田 中村孫祐 一橋大センター・早大図・敦賀 市公民館	⑨・皮綴・目6・村図・本103 ⑨・村図・写2・緒言・目13・本200・ 表4	"
5 " 41. 8. 5	福井県敦賀郡松原村是	松原村農会事務所	三國町陣ヶ丘 八代武昭	⑨・緒言・目3・本65	"
6 " 42. 2	村是 加戸村		春江町役場	⑨・目2・本109	
7 " 42. 8. 11調整	福井県坂井郡春江村是		(春江町北部公民館)		『庶務要書』に起 案書のみあり
8 (" 42. 8. 26起案)	(坂井郡大石村村是)				
9 " 42. 9. 10	福井県今立郡新嶺江村是 第四編	新嶺江村是調査事務所	小浜市立図	⑨・書2・村図・写3・皮綴・序文・ 緒言・目7・本226	
10 " "	村是 福井県坂井郡高橋村	福井県坂井郡高橋村	丸岡町一本田中 高倉三郎四郎 福井市立郷歴博	⑨・御製歌・写5・緒言・村図・目5 ⑨・本166・附23	
11 " 42. 12. 末日現在調	福井県三方郡十村村是		一橋大センター・早大図	⑨・目5・本46	○
12 " 42. 12末現在	坂井郡三国町々是	坂井郡三国町役場	三国町郷土資料館	⑨・目2・本105	
13 " 42. 12	今立郡舟津村是		鯖江市舟津4 斎藤興兵衛	⑨・緒言・凡例・目10・本246	明治42.12.4 送付
14 " 42. 12	福井県丹生郡吉野村是		武生市本保区	⑨・本11	
15 " 43. 4. 1 設定	大野郡上味見村是		美山町上味見住民センター	⑨・本7	
16 " 43. 7 調査	大坂郡青郷村是		高浜町小和田 島中左近	⑨・本20	
17 " 43. 9	福井県三方郡八村是		一橋大センター・早大図	⑨・目3・本39	○
18 " 43. 10. 13	国高村是	福井県今立郡国高村是調査 部	武生市稻寄町 森欣吾・武生市 立図・一橋大センター・農総研 ・福井県立図・福井市立郷歴博	⑨・序言・凡例・目16・写8・本342	明治41.42年度現 在
19 " 43. 10. 18	福井県速敷郡鳥羽村々是	鳥羽村役場	上中町麻生野 武田信一・農総研 小学校一橋大センター	⑨・目3・本118	○
20 " 43. 12. 8 設定	福井県敦賀郡東郷村是写		一橋大センター・早大図	⑨・本31	○
21 " 43. 12. 25	村是 福井県吉田郡五領ヶ島村	福井県吉田郡五領ヶ島村	松岡町公民館・福井市立郷歴博	⑨・書1・写2・緒言・目4・本181	
22 " 43調査	中郷村是	敦賀郡中郷村役場	一橋大センター・早大図	⑨・目3・本62	明治41. 調査 ○
23 " 44. 5. 25	服間村是 福井県今立郡服間村	福井県今立郡服間村役場	福井県立図・協組センター・福 井市立郷歴博	⑨・五ヶ条の御聖文・教育勅語・皮綴・ 媒体天皇御詔勅・書1・序・緒言・凡 例・目16・村図・写4・本362・附48	
24 " 44. 6. 30印刷	村是 福井県坂井郡浜四郷村	福井県坂井郡浜四郷村	福大図	⑨写3・村図・緒言・目3・本80・附18	

小谷 福井県下の「町村是」設定と現存状況

25	明治44.9.10印刷	村是 福井県坂井郡本庄村	福井県坂井郡本庄村	芦原町下番区	⑨・写2・村図・緒言・ 『福井県速数郡松永村誌』大正 3.11刊速数郡松永村 所収	明治42調査終了
26	〃 44確立	松永村是		福井県立図	⑩・本11 3.11刊速数郡松永村 所収	
27	〃 45.1	速数郡瓜生村是		上中町教育委員会	⑨・速数郡瓜生村所轄沿革略図・緒言 目16・本237	
28	〃 45.3.25印刷	村是 福井県坂井郡本郷村	福井県坂井郡本郷村	福大図	⑨・村図・緒言・本63	明治42.9.5脱稿 同44.12.10増補
29	〃 45.5.31	福井県三方郡南西郷村是	南西郷村役場	一福大センター・早大図	⑨・序・緒言・例言・村図・目3・本172	明治42.3未調 ○
30	大正1.8.25版定	口名田村是		福井県立図	⑨・本14 『口名田村誌』 福井県速数郡口名田村役場纂 所収	大正3.11.25刊 大正1.9.12報告
31	〃 1.11.4再進	速数郡宮川村々は		小浜市宮川公民館	⑨・目2・本19	
32	〃 1.12.1	福井県三方郡北西郷村是		一福大センター・早大図	⑨・目2・本52	○
33	〃 2.6.2	福井県三方郡山東村是	山東村役場	一福大センター・早大図	⑨・村図・序・目8・本57	○
34	〃 2.11	福井県三方郡耳村是		一福大センター・早大図・東大 経済学部	⑨・序・緒論・目4・本67	○
35	〃 3.2.15	三方郡西田村是		一福大センター・早大図	⑨・村図・目4・緒言・本28	○
36	〃 3.3.18起案	南日野村々は	三方郡西田村役場	一福大センター・早大図	⑨・目2・本22	
37	〃 3.5.28起案	北和山村村是		南条町役場	⑨・目2・本19	
38	〃 4.11.24	福井県速数郡速数村産業誌	福井県速数郡速数村役場	一福大センター・国会図・小浜 市立図	⑨・村図・皮部・序・凡例・目4・本84・附 録(目3・本71)	○
39	〃 5.1.5改調	福井県坂井郡春江村是	春江村役場	春江町役場	⑨・本23	○
40	〃 5.4.15	大典福井県三方郡是 記念	福井県三方郡役所	一福大センター・国会図・農総 一研・早大図・福井県立図・十村 公民館	⑩・書1・部図・写9・序・緒言・凡例・目18 即位礼当日の執語・福沢翁格言・地 質及海深図・本556	○
41	〃 5.6.25	熊川村之産業 附村治概要	福井県速数郡熊川村役場	一福大センター・国会図・小浜 市立図	⑩・村図・書・序言・目6・本61・附25	○
42	昭和2.10.1制定	村是 福井県大飯郡佐分利村		大飯町本郷 山口利夫	⑩・村是調査委員設置規程・目4・本44	明治43.3制定の村 是を含む
43	〃 5.6.10	大典福井県三方郡八村是 記念	三方郡八村役場	一福大センター・東大経済学部 福井県立図・八村公民館	⑩・序が代・神勅・五か条の御誓文・軍人 勅諭・大日本帝國憲法発布の詔勅・ 教育勅諭・皮部部員の新語・即位大 典の勅語・踐祚後額首の勅語・即位大 典の勅語・大典奉祝の村会決議・八 村の歌・緒言・はしりかき・目4・本169	昭和4.2.21完成 ○

(注) ()は現存しないものを示す。所蔵者について、一福井県立図・武生市立図・小浜市立図・国会図・福井大図・国会図・農林水産省農業総合研究所→農総研・全国農業協同組合同組合資料センター→協組センター、福井市立郷土歴史博物館→福井市立郷土歴史博物館と略した。⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿はそれぞれ活字版・ゲリ版・コンニヤ版・墨書を示す。皮部・写・目・本・附はそれぞれ皮部申請書・写真・目次・本文・附録を示し、数字は頁数を示す。○は一福井県立図・武生市立図・国会図・農林水産省農業総合研究所→農総研・全国農業協同組合同組合資料センター「福井県立図」に記載されていることを示す。

七ヶ村)で一九ヶ村(一三・一%)となり、若狭地方で比較的よく現存している。勿論、これらは、調査段階の地域的精疎とも関連しており、今後の意識的な発掘が必要である。二、所蔵者については、図書館・資料館・研究機関・町村役場(旧町村役場文書)・地区公民館・住民センター・小学校・区・個人があげられる。図書館・資料館・研究機関・町村役場は、それらが資料収集の専門組織や「町村是」の発行機関であることから説明を加えるまでもない。残りの所蔵者については次のように考えられる。小学校長・町村会議員・町村行政担当者・各区長など町村の指導者をはじめ、戸主層にも遵守の「誓紙」を提出させて「確實ナル周知ヲ期シ且ツ必行ヲ遂ケ」^⑩ようにしたこと、また、町村談示会や小学校教育を通して効果をあげようとしたこと、即ち、上記の場所や個人が所蔵していることそれ自体が、「町村是」の遵守徹底策の結果だといえる。したがって、このような場所や個人を対象とした意識的な発掘調査が今後実施されねばならない。

小谷 福井県下の「町村是」設定と現存状況

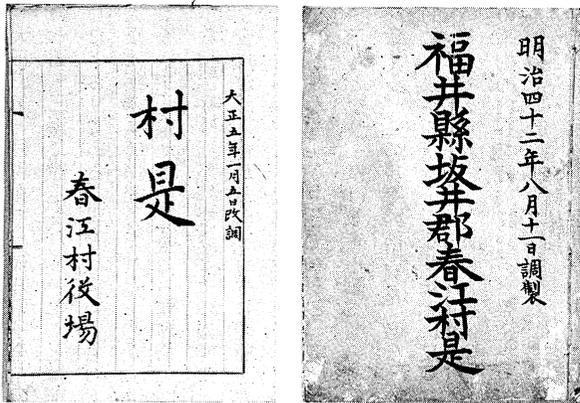
三、大正二年一月現在で、福井県下全市町村の七四・三%で設定されていたことは前述したとおりである。現存しているものも、大正元年末までに発行されたものが六九・二%を占め、大正五年迄「町村是」に関する指示等は五年になるとその内容に大きな変化が認められるが、五年に発行されたものは四年中にはほぼ設定が完了していたものと考えられる―を含めると、実に九二・三%となり、ほぼ設定市町村数の割合と一致する。この現存の「町村是」数は、全体的には設定の状況をかなり正確に反映していると考えられ、この期における「町村是」の平均的内容を持つていと推定される。四、『遠敷郡今富村村是調査書』は、明治三年の第七回全国農事大会の決議に基づき、大阪府にて三六年に開催された第五回内国勸業博覧会に出品された二四九点の一つで、褒状を受領している。現存のものには戊申詔書が含まれているので、四一年以降に印刷されていることがわかるが、詔書以外は三六年設定のものである。この時、福井県からは、大関・上文殊・下庄・今富村の各

村是が出品されたことが知られているが、現存するものはこの一村であり、地方改良運動以前の「町村是」の内容を知る上で貴重である。又、この「村是」については、^⑫に注目すべき箇所がある。それは、「尚小浜・西津・熊川・今富ノ如キ設定ニ至ラサル町村ニ於テハ此際速ニ設定セラレンコトヲ望ム」という指示で、今富村のこの明治三六年の「村是」を、大正二年当時の行政担当者は「村是」として認知していなかったという事実である。「人の意見又は多数説与論などにて定むべきものに非ず、實際の計算上により考究して定むべし」^⑩と主唱した前田正名の「町村是」設定に対する趣旨は、明治四一年五月以降の福井県の「町村是」の調査・設定の精神には、活かされていなかったのではないかと考えられる。即ち、地方改良運動の過程で展開された「町村是」の調査・設定の政策は、それ以前の自発的な調査・設定とはその方法も目的も異にしていることがこの事実から推定される。五、発行者については、『遠敷郡今富村村是調査書』福井県敦賀郡松原村是を除いて、各

町村役場の発行になると考えられる。福井県の明治四一年五月以降の「町村是」に関する指示類が、郡長ならびに各郡の町村長会を通じて行われていたことを思いおこせば至極当然といえる。福井県敦賀郡松原村是』は、四一年八月の発行であるが、その設定は五日以前に完了していたものと考えられる。

六、『福井県坂井郡春江村是』は、明治四二年八月に調整され、ついで大正五年一月に改訂されている。前述したように、具体的な項目を例示して既設の「町村是」の改訂をはかるよう、県が指示の転換をはかったのが大正五年である。大正五年一月五日改訂の『福井県坂井郡春江村是』の章題を掲げる。「村是設定ノ趣旨 第一章風俗ニ関スル件、第二章教育ニ関スル件 第三章主要ニ関スル件 第四章副業ニ関スル件 第五章実業機関ニ関スル件 第六章勤儉貯蓄ニ関スル件 第七章交通機関 第八章村治ニ関スル件 結論」。この章題は、大正六年四月二五日の遠敷郡町村長会における指示事項、「一町村是実行並修補ニ関スル件」⑯の改訂に相当と認める七項目と、第七章交通機

関を除いて完全に一致している。したがって、この坂井郡春江村における「村是」の改訂は、福井県における指示転換に対応しているといえる。おそらく、遠敷郡においては、春江村等における改訂の成功をふまえて、大正五年五月一九日の町村長会指示事項、「一町村是実行ニ関スル件」⑰の改訂に適



『福井県坂井郡春江村是』(春江町役場所蔵)

当と認める五項目に追加する形で、郡内各町村に指示したものと考えられる。具体的事例は、現段階においては、春江村以外に発見されていないが、このような傾向は他の町村においても存在したものと予想される。七、昭和初期に発行された「町村是」は二件現存する。「村是 福井県大飯郡佐分利村」と『大典記念福井県三方郡八村是』で、ともに改訂されたものである。佐分利村(明治四三年三月制定、昭和二年一〇月制定)の「村是」は、大正中期以降の改訂方針の線上にあるものであるが、八村(明治四三年九月発行、昭和四年二月完成)のものは、「村是」の新しい役割を予想させる。本文の内容は、青年訓練・衛生 社会政策 思想の善導などを含み、時代的対応がみられるが、注目しなければならぬのは、君が代にはじまり「五か条の御誓文」(軍人)勅諭「教育勅語」戊申詔書「国民精神作興の詔」即位大典の勅語」など、「皇国大日本帝国」建設の主柱となつた一連の勅諭・詔勅を巻頭に掲げ、次いで「八村村議会の大典奉祝の決議」「八村の歌」をその末端に位置づけていることである。ここに

は、農村経済更生運動下における精神的存在としての「町村是」の萌芽がうかがえる。

八、活字で印刷されて刊行されたものが大部分を占めている。印刷本は保管に適していたためでもあろうが、重要なことは、徹底をはかるため印刷されて機関や村民に配布されたということである。それは、役場文書として現存しているものの中に、墨筆のものが四件あるということからも考えられる。墨筆本を原本として印刷・配布されたと推定でき、この墨筆本にも印刷本が存在すると思われる。

四、おわりに

以上、福井県における「町村是」の調査・設定の経緯とその現存状況について概観してきた。それは、日露戦後経営下における地方改良運動の象徴である戊申詔書の渙発された明治四一年に開始された。しかも、それは、以前に農会を中心にかなり自主的に作成された「町村是」とは、意識的に一線を画する形で展開された。大正二年頃には、県下全市町村のほぼ四分の三で設立が完了し、その後はその実

行にかなり強制的な行政措置がとられた。しかし、大戦下の好景気による社会の急激な変化に対応して、大正五年頃より新しい調査・項目が提示され、「町村是」の改訂が指示されるようになった。

明治末期から大正初期のものは、町村民の生活とはかけ離れた所で実施され数値等に疑問が残るものの、比較的具体的な統計資料に基づく「是」の設定であったのに対して、大正中期以降のものは、社会の変化への対応策を列記するにすぎなくなる。「国運ノ隆昌ハ国家ノ基礎ナル市町村ノ発達進歩ニ待タサルヘカラス殊ニ目下我国内外ノ情勢ニ鑑ミ国家富力ノ増進ト風教ノ開発ハ益々其緊切ヲ感スル」^⑩ため、「将来其町村ニ於テ企画経営スヘキ目的方法即チ羅針盤タル所ノ町村是ヲ調査スヘキ」^⑪という本来の目的を活かしておらず、「町村是」という形式をとどめているにすぎなくなる。昭和初期には、標準化された抽象的な精神が重視されるようになる。現存を確認できた「郡町村是」三九冊も、その形態から見る限りではあるが、この傾向とほぼ一致している。したがって、今後の意

識的調査による新史料の発掘は言うまでもないが、現存するこれらの「郡町村是」の内容を具体的に検討することが、福井県における「町村是」の歴史的意義と役割を解明することになると考えられ、この面での研究が今後の課題である。

補注

(1) 戊申詔書には次のようにある。「忠実業ニ服シ勤儉ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠誠メ自彊息マサルヘシ」

(2) 主として次の文献によつて概要をとらえた。

大島美津子「地方財政と地方改良運動」(明治大正郷土史研究法 郷土史研究講座7) 昭和四五年、朝倉書店

宮地正人「日露戦後政治史の研究」(一九七三年、東京大学出版会) 三〇三四頁

有泉貞夫「明治国家と民衆統合」(岩波講座日本歴史17 近代4 一九七六年、岩波書店)

遠藤俊六「模範村」の成立と構造―明治後期民衆統合政策研究の一視点―、『日本史研究』一八五号 一九七八年、日本史研究会

(3) 佐々木豊「町村是調査運動と農村自治」(村落社会研究) 第十五集 一九七九年、御茶の水書房

(4) 『福井県三方郡南西郷村是』(明治四五年、南西郷村役場 一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター所蔵)には、「明治四十一年五月本郡長ヨリ訓第二号ヲ以テ村是調査方ヲ訓令セラレ」とある。

- (5) 「明治四十三年以来町村ニ談示会ノ開催ヲ奨励セリ。其開催方法ハ、町村ニ依リ一定セスト雖モ、子メ適宜日ヲ定メ、当日ハ町村吏員、学校職員又ハ時機ニ依リ郡吏員等出席シ、町村是ノ実行、其他各般ニ渉ル奨励注意ノ事項、町村予算ノ内容、村施設事業ノ概況等ヲ説明スルニアリ」(『地方事務之調査』福井県内務部 大正六年、国立国会図書館所蔵)
- (6) 暉峻衆三『日本農業問題の展開』上(一九七〇年、東京大学出版会)二一七―二二二頁
- (7) 「郡是」も含んでいるが、以後「町村是」と略す。
- (8) 一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター『郡是・市町村是』資料目録(一九八二年)
- (9) 『地方事務之調査』福井県内務部(大正六年、国立国会図書館所蔵)
- (10) 前田正名「今日ノ急務ハ国是県是郡是村是ヲ定ムルニアリ」(『産業』第二号 明治二十六年、『明治大正農政経済名著集』一 農山漁村文化協会)